　日野市における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第１項の規定による保有個人情報が電磁的記録に記録されているときの開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

⑴　録音テープ又は録音ディスク　次のア又はイに掲げる方法

ア　当該テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

⑵　ビデオテープ又はビデオディスク　次のア又はイに掲げる方法

ア　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

⑶　その他電磁的記録　当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。